

公募型プロポーザル方式による技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による技術提案を募集する。

令和7年5月15日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業 務 名 地域の子育て応援事業企画運営業務
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和8年3月13日まで

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下、「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類5企画・製作、小分類6イベント企画・運営」であり、格付区分がAであること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 岡山県税を滞納していない者であること。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県子ども・福祉部子ども未来課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

電 話（086）226-7348

FAX（086）226-7902

4 契約条項を示す場所
上記3の場所とする。

5 技術提案参加手続等

この技術提案に参加を希望する者は、「技術提案参加資格確認申請書」（様式第1号）を次のとおり提出しなければならない。また、技術提案参加者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

（1）技術提案説明書、仕様書等の配布期間及び場所

① 配付期間

令和7年5月15日（木）から令和7年5月26日（月）まで（閉庁日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

② 配布場所

上記3の場所に同じ。また、岡山県子ども未来課のホームページからダウンロードすることができる。（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/40/>）

（2）技術提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

① 提出期間

令和7年5月15日（木）から令和7年5月26日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

② 提出場所

上記3の場所に同じ

③ 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

（3）技術提案参加資格要件の審査結果

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

（4）仕様等に対する質問の受付及び回答

① 受付期間

令和7年5月15日（木）から令和7年5月26日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

② 質問方法

「仕様書に対する質問・回答書」（様式第2号）によりファックスすること。ただし、到着したことを電話で契約担当者に確認すること。

③ 宛先

岡山県子ども・福祉部子ども未来課
FAX（086）226－7902

④ 回答

岡山県子ども・福祉部子ども未来課ホームページに回答を掲載する。

⑤ 技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 提案書等の提出

技術提案に参加する者は、次の場所へ直接持参又は郵送等により提案書等を提出しなければならない。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、

発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

(1) 提出期限 令和7年5月30日(金) 午後5時

(2) 提出場所 上記3の場所に同じ

(3) 提出書類

① 提案書(様式第3号)

② 企画提案書(「企画提案書作成要領」参照)

③ 会社概要、過去の事業に関する事業実績等

・会社概要(様式任意)既存のパンフレット等でも可。

・過去の事業に関する主な実績について、その内容や成果が分かる資料を添付すること。

④ 見積書(任意様式その内訳を記載)

・積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

⑤ 県税納税証明書(県税に滞納がないことの証明書)

・提出日前3か月以内のものに限る。

⑥ 誓約書(様式第4号)

(4) 提出部数

4部(正本1部、副本3部)

7 委託候補者の選定等

(1) 選定方法

企画提案書の審査は、県が別に定める構成員により組織された選定委員会において行う。

審査に当たっては、別紙「審査基準」に基づき、各選定委員が書類審査により企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点する。

各選定委員の得点を合計し、総得点が最も高い者を委託候補者として選定する。

(2) 選定における留意事項

・提案者が1者のみの場合であっても審査は実施し、別途県が定める審査要領の選定条件を満たす場合、当該提案者を委託候補者とする。

・提案者がいない場合、再度、募集を行う。

(3) 選定結果の通知及び公表

委託候補者は、子ども未来課のホームページで公表する。また、審査結果は、プロポーザル参加者全員に郵送により通知する。なお、他の者に係る審査の結果や内容についての問い合わせには応じない。

8 契約書の作成要否 要

9 契約保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条及び第155条の規定による。

10 その他

(1) 応募にかかる経費は、全て応募者の負担とする。

(2) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。

(3) 応募者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。

- (4) 審査の公正を図るため、応募者に対して、提出書類若しくは添付資料の記載事項または応募資格を有することを証明する資料等の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (6) 採否にかかわらず、提出書類は返却しない。
- (7) 提出書類及び添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。
- (8) デザインは、他からのコピー並びに転用は行わないこと。
- (9) 映像等資料に係る著作権等の全ての権利は県に帰属する。
- (10) 委託業務の成果は県に帰属するものとする。